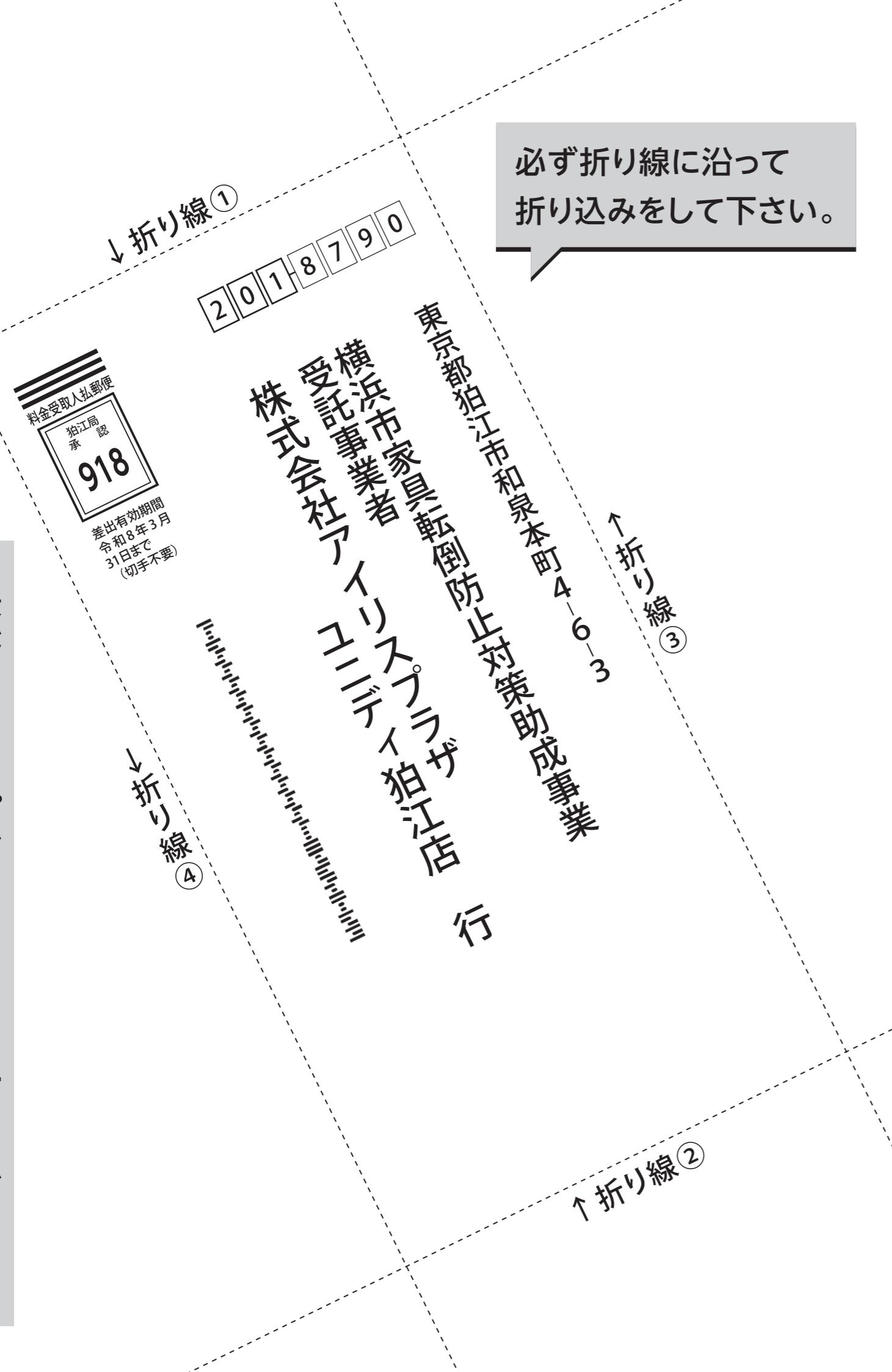


最後にセロテープでここをしつかり止めてください。



# 家具転倒防止器具を設置して 地震から身を守りましょう

# 1 取付けを 支援します!

今年度からは  
器具代を補助します!



## 横浜市 取付けサポート

横浜市にお住まいの高齢者・障害者等のみで構成される世帯のみなさんは補助があります!  
器具代を重点対策地域は全額補助! それ以外の地域は一部補助します!

神奈川区、西区、中区、南区、磯子区の一部

## Step 1

## 申請の要件を 満たしているか確認

## Step 2

## 器具を取り付けたい 家具を検討しよう

## Step 3

電子申請で申し込み 5分で完了!  
(郵送・FAXでのお申し込みも可能です)

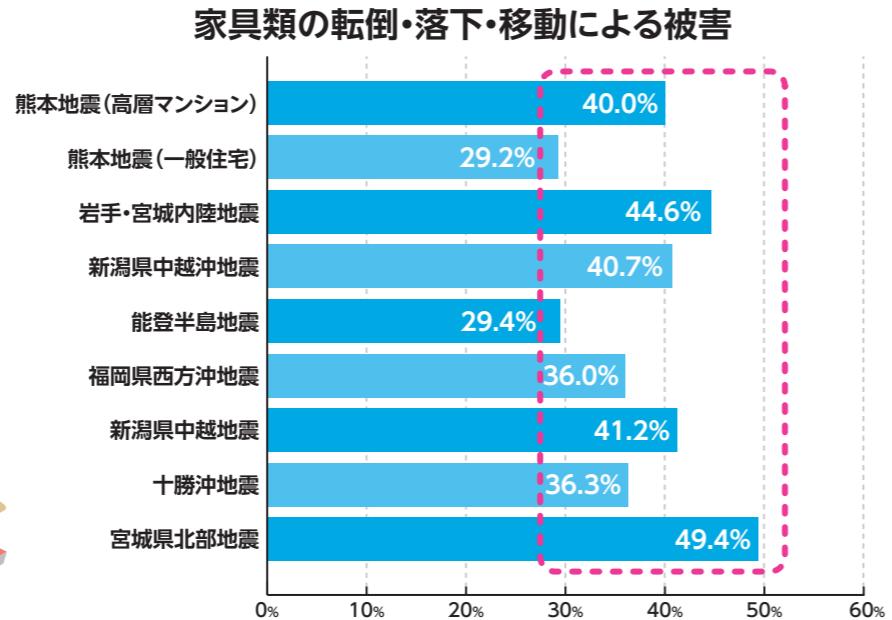


**申請期間 令和7年6月1日～令和8年1月31日** (必着) ※予算に達し次第、早期に終了となります。  
申請はお早めに

# なぜ家具転倒防止器具が必要?

## Point 1 けがの原因に

近年発生した地震でけがをした原因の30~50%は家具転倒によるものです。

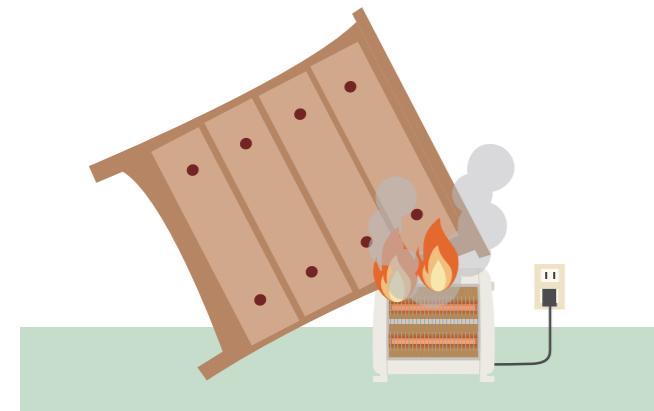


近年発生した地震における家具類の転倒・落下・移動が原因のけが人の割合

出典:東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」より

## Point 2 火災の原因に

転倒・落下した家具などが電気ストーブなどの熱源に接触し、着火するなど火災の原因となることがあります。



## Point 3 避難が遅れる原因に

出入口付近に転倒、移動しやすい家具類を置くと、避難経路を塞ぎ、避難の妨げになることがあります。



家具転倒防止対策に関する動画もチェックしましょう!

(出典:国立研究開発法人 防災科学技術研究所)

## 横浜市の制度 家具転倒防止器具設置

ご自宅に家具転倒防止器具がついていない場合、この機会にぜひ設置をご検討ください。横浜市が器具代金や取付けをサポートします。

### 家具転倒防止器具の取付け代行

高齢者・障害者等のみで構成される世帯の方へ、家具転倒防止器具の取付けを無償で代行します!

申請要件を満たされた方のうち**重点対策地域**の世帯の方は家具転倒防止の器具代金を**全額補助**します

**対象商品** 家具転倒防止器具 (4ページの器具)

**対象** 右図の重点対策地域にお住まいの世帯の方

1世帯  
家具  
2つまで

**申請者負担額** 横浜市が器具代金を全額補助します

※予算に達し次第終了

申請要件を満たされた方のうち**重点対策地域以外**の世帯の方は器具代金を**一部補助**します

南区は  
追加補助が  
あります

**対象商品** 家具転倒防止器具 (4ページの器具)

**対象** 横浜市内にお住まいの世帯の方

**申請者負担額** 横浜市が器具代金を一部補助します

※予算に達し次第終了

4ページにてご確認ください

## 対象地域



オレンジ色  
**全額補助**

重点対策地域

緑色  
**一部補助**

対策地域

水色  
**一部補助**

左記以外の地域

## 重点対策地域・対策地域とは?

建物が密集する地域は地震火災の際に大規模な延焼を起こす可能性が高く、横浜市では重点的に地震火災対策が必要な地域を「重点対策地域(不燃化推進地域)」、それ以外の対策が必要な地域を「対策地域」として定めています。

## 重点対策地域

## 対策地域

大岡一丁目	西中町4丁目	井土ヶ谷上町	白妙町1丁目	永田北三丁目	別所中里台
大岡二丁目	八幡町	浦舟町1丁目	白妙町2丁目	永田山王台	堀之内町1丁目
大岡三丁目	伏見町	永楽町1丁目	高根町1丁目	永田東一丁目	堀之内町2丁目
庚台	平楽	榎町1丁目	通町4丁目	永田東二丁目	蒔田町
唐沢	南太田一丁目	榎町2丁目	中里一丁目	永田南一丁目	真金町1丁目
山谷	三春台	大岡四丁目	中里二丁目	永田南二丁目	真金町2丁目
清水ヶ丘	若宮町1丁目	大岡五丁目	中里三丁目	東蒔田町	宮元町3丁目
中村町1丁目	若宮町2丁目	共進町1丁目	中里四丁目	別所二丁目	六ツ川一丁目
中村町2丁目	若宮町3丁目	共進町2丁目	永田北一丁目	別所三丁目	六ツ川二丁目
中村町3丁目	若宮町4丁目	共進町3丁目	永田北二丁目	別所四丁目	睦町1丁目
				別所五丁目	睦町2丁目

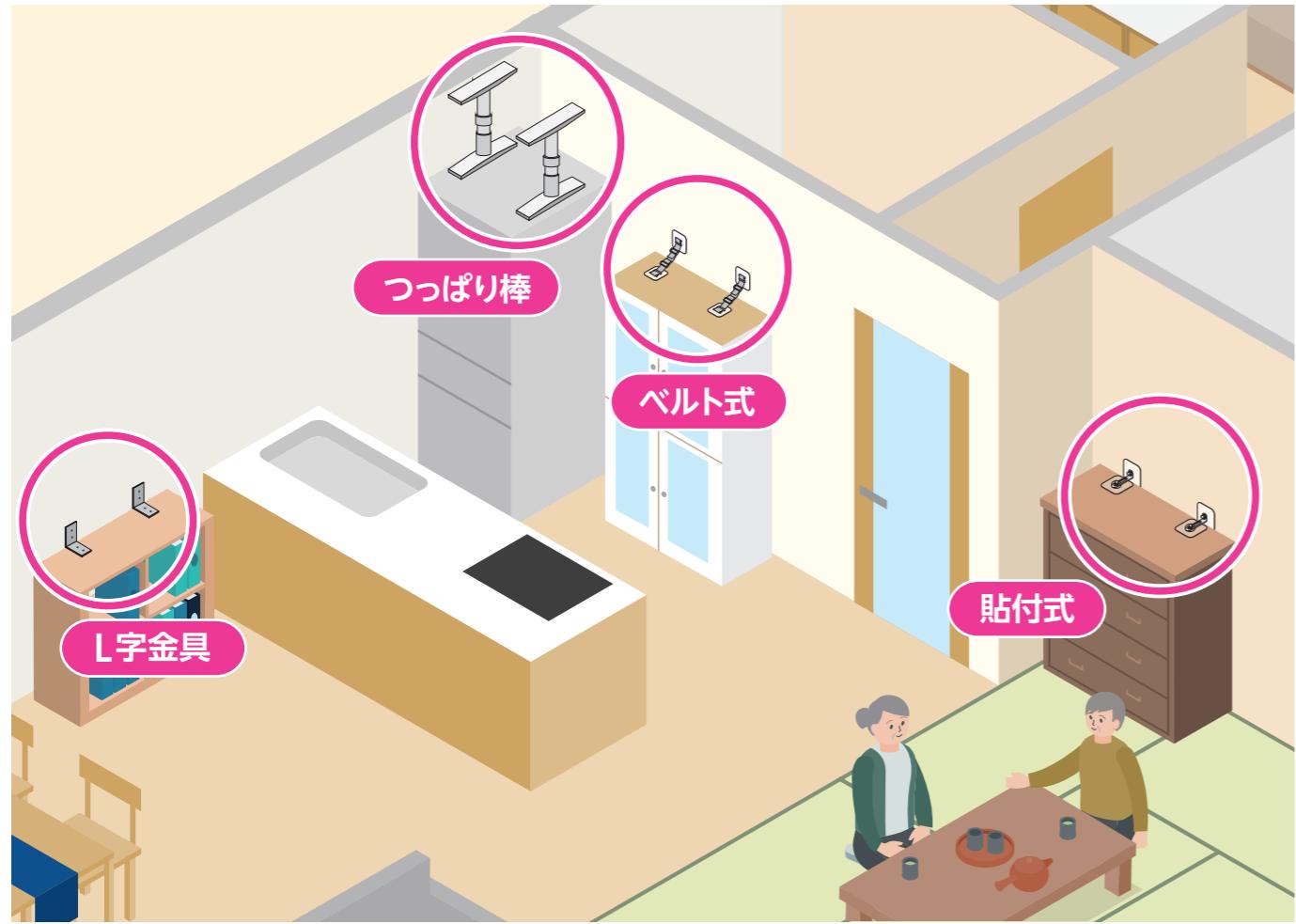
## Step 1 申請の要件を満たしているか確認しよう

同居者全員が、右記のア～カのいずれかであること

- ア 65歳以上
- イ 身体障害者手帳の交付を受けている
- ウ 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている
- エ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている
- オ 介護保険法による要介護、又は要支援の認定を受けている
- カ 中学生以下  
「中学校を卒業した方」から「64歳以下の方」がいる世帯についてはイ～オに該当しない限り、制度対象となりません。

## Step 2 器具を取り付けたい家具を検討しよう

事前に器具と取り付けたい家具を想定ください。取付け代行できる家具は2つまでとなります。



「横浜市家具転倒防止対策助成事業 HP」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/sonae/kaguten.html>

**注意点** 取り付ける器具は取付員が当日みなさまの自宅の状況及び意向を確認してその場で決定します。※器具の色などの指定はできません。

製品名	写真	申請者負担額 ※横浜市が器具代金の一部を補助した後の金額となります。	取付けの留意事項
つっぱり棒		<b>無償</b>	家具と天井の隙間に取り付けするタイプです。ネジや釘が不要に付き、賃貸住宅でも取付可能です。
		重点対策地域 小: 165円(税込)/個(セット) 中: 187円(税込)/個(セット) 大: 209円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 小: 550円(税込)/個(セット) 中: 623円(税込)/個(セット) 大: 696円(税込)/個(セット)	
L型金具		<b>無償</b>	壁側と本体にネジで固定をさせるタイプです。軽めの「書棚」や「食器棚」にお勧めです。
		対策地域 154円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 513円(税込)/個(セット)	
ベルト式		<b>無償</b>	壁側にネジで固定します。壁と本体をベルトで支えるタイプで、「タンス」や「冷蔵庫」にお勧めです。
		対策地域 176円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 586円(税込)/個(セット)	
貼付式		<b>無償</b>	耐震ゲルマットを使用します。免震効果が得られ、壁に穴をあける必要がありません。
		対策地域 264円(税込)/個(セット)	
		上記以外の地域 880円(税込)/個(セット)	

# Step 3 申し込み

## 申込方法

 **郵送・FAX申込の場合**

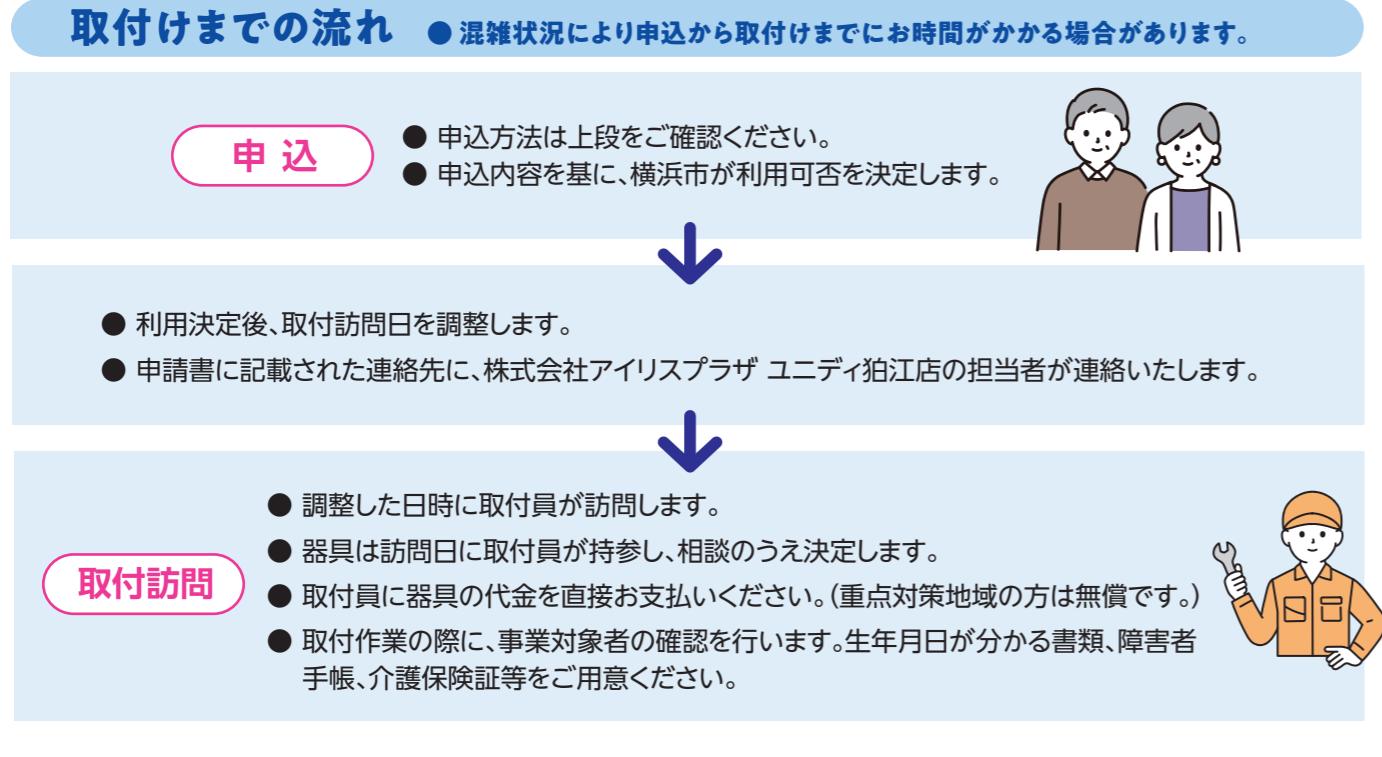
本紙最終ページの申込書に、必要項目を記入し株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店へ送付します。

- **郵送**：本紙裏表紙の利用申請書を切り取って折り線に沿って折り込み、テープでしっかりと封をした状態で投函
- **FAX**：03-5438-5515 へ送信

 **電子申請の場合**

市ホームページまたは右記の二次元コードから、電子申請フォームにアクセスし、必要項目を入力します。

▲電子申請二次元コード



### 注意事項

- 器具の返品や返金はできません。また、流用や転売は絶対に行わないでください。
- 過去に、本助成事業をご利用頂いた方はお申し込みできません。
- 取付け後の器具の維持、管理は自己責任でお願いいたします。
- 貸貸にお住まいの方は原状回復が必要となる場合があるため、貸主等とご相談ください。
- ご自宅の状況によっては設置できない場合もあります。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具はお取付けできません。

### 相談・申込先

● 横浜市より下記の事業者に運営を委託しています。

株式会社アイリスプラザ ユニディ狛江店 〒201-0003 東京都狛江市和泉本町4-6-3  
TEL: 03-5438-5511 FAX: 03-5438-5515 受付時間: 平日 10時~17時

この家具転倒防止対策助成事業の対象となる方は、感震ブレーカーの器具購入費の補助と取付代行の対象となります。感震ブレーカーの制度も合わせてご確認ください。

横浜市感震ブレーカー HP



第1号様式（第4条）

(整理番号) \_\_\_\_\_

\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

### 家具転倒防止器具取付申請書

(申請先) 横浜市長

横浜市家具転倒防止対策助成事業について、下記の同意事項に同意し、家具転倒防止器具の取付けを申請します。

フリガナ	
申請者	
世帯人数	<p>_____人 (下記項目のうち、該当するもの全てに□をつけてください)</p> <p>同居者全員がいずれかに該当しています。</p> <p><input type="checkbox"/> 65歳以上</p> <p><input type="checkbox"/> 身体障害者手帳等の交付を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 愛の手帳(療育手帳)の交付を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 介護保険法による要介護者又は要支援者の認定を受けている</p> <p><input type="checkbox"/> 中学生以下</p>
住所	<p>重点対策地域にお住まいの方は✓ ⇒ <input type="checkbox"/></p> <p>〒 横浜市 南区</p>
電話番号	
家屋状況	<p>持家 · 借家 (どちらかに○をつけてください)</p>

#### 【注意事項等】

- 取付作業の際は、立会いをお願いします。(後日、電話で日時調整します。)
- 取付作業の際に、事業対象者の確認を行います。生年月日が分かる書類、障害者手帳、介護保険証等をご用意ください。
- ご自身でご用意いただいた転倒防止器具は取付できません。
- 取付代行できる家具は2つまでとします。

#### 【同意事項】

- ①取付後の家具や家屋に関する損害賠償、②取付後に発生した地震等の災害で家具等が転倒し負傷又は死亡した場合において、市、取付事業者及び当該住宅等の所有者に対する損害賠償を請求しません。
- 取付後の家具等の移動及び転倒防止器具の取外しは、自己の責任で行います。